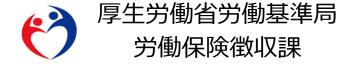
労働保険事務組合の設立と認可について



目 次

1	労働保険事務組合制度・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2	労働保険事務組合の認可につい	$\overline{}$	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1
3	認可の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2
4	委託事業主の範囲・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
5	委託を受けてできる事務の範囲	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
	労働保険事務組合の責任・・・													
7	認可の取り消し・・・・・・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
8	変更の届出、業務の廃止の届出	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
\bigcap	事務組合認可申請時に必要な書	举 百	⁄列	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7

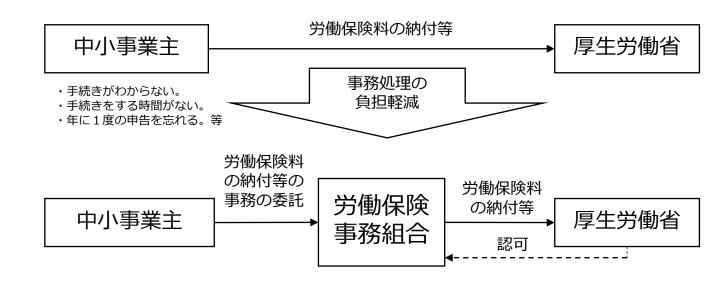
1. 労働保険事務組合制度

労働保険事務組合制度とは、中小企業の団体等が、その構成員である事業主等の委託を受けて、事業主に代わって労働保険料等の申告納付、その他労働保険に関する各種の届出等の事務手続きを行うことにより、中小事業主の事務処理の負担を軽減し、労働保険の適用促進及び保険料の適正な徴収を図る制度です。

労働保険事務組合とは、事業協同組合、商工会、その他の事業主の団体またはその連合団体が、その団体の事業の一環として事業主から委託された労働保険事務を処理するために、厚生労働大臣の認可を受けた場合の団体の呼称です。

したがって、既存の事業主団体と労働保険事務組合とは同一の組織であり、認可を受けたことによって、 新たな団体ができるわけではありません。

なお、事務組合は事業主の代理人として、労働保険事務を処理するものであって、健康保険法の規定に 基づき設立される健康保険組合のように保険者として保険事業を管掌するものではありません。



2. 労働保険事務組合の認可について

事務組合としての業務を行おうとする団体等は、認可を受けることを要しますが、この権限は、都道府県労働局長に委任されていますので、認可申請についての具体的なご相談は、各都道府県労働局(※)におたずねください。

また、事務組合としての認可を受けるためには、認可の基準を満たすものでなければなりません。認可の基準の概要とそれを判断するための書類については、2頁目以降に記載しています。こちらに記載している確認書類以外にも、各都道府県労働局長が認可の判断をするために必要な書類を請求する場合があります。

(※) 各都道府県労働局の連絡先は最終ページに記載しています。

3. 認可の基準

労働保険事務組合の認可を受けるには、次のすべての基準を満たしていることが必要です。

団体等の性格

1. 団体等が法人であるか否かは問いませんが、法人でない団体等にあっては、代表者の定めがあることのほか、団体等の事業内容、構成員の範囲、その他団体等の組織、運営方法 (総会、執行機関、財産の管理運営方法等)等が定款、規約等その団体等の基本となる規則において明確に定められ、団体性が明確であること。

確認資料 定款、規約等、団体等の目的、組織、運営等を明らかにする書類

2. 労働保険事務の委託を予定している事業主が30以上であること。

確認資料 団体の構成員名簿、委託予定事業主の委託依頼書等

3. 定款等において、団体等の構成員又は間接構成員である事業主の委託を受けて労働保険 事務の処理を行うことができる旨を定めていること。

確認資料 定款(行政庁の認可により効果が生ずるものであるときは、その認可を受けており、また、事業登録を要するものであるときは、登録済のもの。)

4. 団体等は本来の事業目的をもって活動し、その運営実績が2年以上であること。

確認資料 総会等の議決機関によって承認された2年間にわたる事業報告及び収支決算等

相当の財産を有し、事務組合の責任(労働保険料の納付等の責任)を負うことができるものであること。

確認資料

不動産を有する団体等は登記簿謄本等。その他の資産を有する団体等は預 金証書、直近の財産目録、貸借対照表及び損益計算書等。

法人でない団体では役員及び事務総括者の財産の保有状況を証する書類、 役員による労働保険料等の納付誓約書。

相当の財産とは、団体等が法人である場合には、法人設立の準拠法等に基づき当該法人に必要とされる額の財産を保有していること。

団体等が法人でない場合には、当該団体等の年間取扱見込労働保険料の総額の少なくとも10%に 相当する額の財産を保有していること。

法人でない団体等の保有する財産とは、当該団体等の代表者であるという肩書を付した上で、当該代表者により保有されている財産。

事務処理体制

- 1. 労働保険事務を確実に行う能力を有する者を配置し、労働保険事務を適切に処理できるような事務処理体制が確立されていること。
 - ① 労働保険事務の処理を確実に行う能力を有する者とは、社会保険労務士その他労働関係法令に精 通していると認められる者を言います。
 - ② 労働保険事務を適切に処理できるような事務処理体制とは、①の者が当該団体等の役職員として 実際に労働保険事務に携わることが予定されている場合を言います。
 - なお、労働保険事務を包括的に予め第三者に再委託することを予定している事務組合の認可は認められません。
- 2. 団体等の役員及び認可後の事務処理において予定されている事務を総括する者は、社会 的信用があり、事務組合の行う業務に深い関心と理解を有する者であること。

確認資料 団体等の役員及び事務総括者の経歴書等

- 3. 事務処理規約の作成に当たっては、すくなくとも以下の事項を定め、当該団体等の議決機関の承認を経ること。
 - 1 労働保険事務の委託手続に関する事項(委託書及び受託書の発行・事務処理規約の交付に関する事項を含む。)
 - 2 事業主が事務組合に対して行う労働保険料等の交付、雇用保険の被保険者に関する届出等の諸届の提出期限及び事務依頼の事実関係を立証するための手続に関する 事項
 - 3 事業主から交付を受けた労働保険料等の流用を禁止する事項
 - 4 事業主から交付を受けた労働保険料等は、直ちに納付するときのほかは、銀行のその他の金融機関の保険料専用口座に預託しなければならないとする事項
 - 5 内部牽制体制及び内部監査に関する事項
 - 6 行政庁から受けた通知を事業主に伝達する方法に関する事項
 - 7 納期前に事業主から交付を受けた労働保険料等は納期まで、納期後に交付を受けた労働保険料等は直ちに、その全額を国に納付しなければならないとする事項
 - 8 銀行その他金融機関の専用口座に預託した労働保険料等は、国に納付し、又は事 業主に環付する場合のほかにそれを引き出してはならないとする事項
 - 9 事務組合は、事業主から交付された労働保険料等について、第3期分までを国に 納付したときは、その旨を当該事業主に通知しなければならないとする事項
 - 10 事業主から労働保険料等の交付を受け、これを国に納付したことを証する領収書、納付書等を3年間保存しなければならないとする事項
 - 11 労働保険料等は、労働保険事務の処理に要する経費及び母体団体の運営費と区分して経理しなければならないとする事項
 - 12 事務組合は、毎年1回、母体団体の総会等の議決機関において、労働保険料等 の徴収・納付状況を報告しなければならないとする事項

確認資料 団体等の議決機関の承認を経た「労働保険事務組合事務処理規約」 具体的には「労働保険事務組合事務処理規約例」が定められていますの で、それを参考として作成してください。

4. 委託事業主の範囲

- 事務組合に労働保険事務の処理を委託することができるのは、その使用する労働者数が 常時300人(金融業、保険業、不動産業又は小売業を主たる事業とする場合にあっては、 50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする場合にあっては100人)以下の事業 主。
- 産業の分類は、日本標準産業分類によります(ただし、清掃業、火葬業、と畜業、自動車修理業及び機械修理業は300人以下に該当します)。
- なお、同一事業主が場所的に独立した日本標準産業分類の区分の異なった事業を行う場合は、それぞれ別個の事業として取り扱います。
- また、労働者の数は、個々の事業場ごとではなく、企業全体の労働者数であり、一つの企業に工場、支店等がいくつもあるときは、それぞれに使用される労働者の数を合計したものとなります。
- また、団体の構成員以外の事業主であっても、事務組合に労働保険事務を委託することが必要であると認められる場合、一定の範囲で事務組合に労働保険事務の処理を委託することができます。

5. 委託を受けてできる事務の範囲

- 労働保険料及びこれに係る徴収金の申告及び納付に関する事務
- 労働保険関係の成立に関する事務
- 労災保険の特別加入に関する事務
- 雇用保険の被保険者に関する事務
- その他労働保険に係る申請、届出及び報告等に関する事務

なお、印紙保険料に関する事務並びに労災保険及び雇用保険の保険給付に関する請求等の 事務は、事務組合が行う事務から除かれています。

6. 労働保険事務組合の責任

労働保険事務組合は、事業主の委託を受けて労働保険の事務処理を行いますが、次のような場合には、通常の代理人と異なり政府との関係において特別の責任を負います。

- 1 労働保険料等の納付責任委託事業主から交付をうけた金額の限度で、政府に対して納付する責任が生じます。
- 2 追徴金又は延滞金の納付責任 事務組合の責めに帰すべき理由により、政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合、その 限度で政府に対して納付する責任が生じます。
- 3 不正受給等に対する責任 事務組合の虚偽の届出・報告・証明等によって不正受給が行われた場合には、不正受給 者と連帯して、受給金額を返還しなければなりません。

7. 認可の取り消し

認可を受けた事務組合が次のいずれかに該当する場合には、認可を取り消すことがあります。

- 1 徴収法その他の労働保険関係法令の規定に違反したとき。
- 2 労働保険事務の処理を怠ったとき。
- 3 労働保険事務の処理が著しく不当であると認められるとき。
- 4 認可基準のいずれかに該当しなくなったとき。
- 5 取消権を留保する条件を付して認可した場合であって、当該条件に該当する事実があったとき。

8. 変更の届出、業務の廃止の届出

- 1 「労働保険事務組合認可申請書」及びその添付書類(定款・会則又は事務処理規約等) に記載した事項に変更が生じた場合には、「労働保険事務組合認可申請書記載事項等変更 届」(組様式第2号)を変更のあった日の翌日から起算して14日以内に提出してください。
- 2 労働保険事務務組合業務を廃止するときは、業務廃止予定日の60日前までに「労働保 険事務組合業務廃止届」(組様式第3号)を提出してください。

事務組合認可申請時に必要な書類例

I 労働保険事務組合認可申請書 様式第14号(第63条関係) II添付書類 定款、規約等団体の目的、組織、運営等を明らかにする書類 1 2 総会等の議事録 3 事業計画書、収支予算書、及び過去2年間の事業報告書、収支決算書等団体 運営状況を明らかにする書類 4 構成員名簿 5 団体の役員名簿 6 役員全員の経歴書 7 団体の組織表 8 最近の財産目録、貸借対照表、損益計算書等資産の状況を明らかにする書類 9 労働保険料等納付に関する誓約書 Ж 10 代表者及び労働保険事務を総括する者に係る財産の保有状況を証する書類 **※** 労働保険事務組合事務処理規約 11 12 労働保険事務組合業務運営計画書 13 委託依頼書 14 事務を総括する者及び事務担当者の経歴書 15 その他都道府県労働局長が必要とする書類

参考として掲示していますので、申請書類等を提出する労働局にご確認をお願いします。

※ 申請団体が法人の場合は不要

都道府県労働局労働保険事務組合主管課・室連絡先

都道府県労働局	担当部署	電 話
北海道労働局	総務部労働保険徴収課	011-709-2311
青森労働局	総務部労働保険徴収室	017-734-4145
岩手労働局	総務部労働保険徴収室	019-604-3003
宮城労働局	総務部労働保険徴収課	022-299-8842
秋 田 労 働 局	総務部労働保険徴収室	018-883-4267
山形労働局	総務部労働保険徴収室	023-624-8225
福島労働局	総務部労働保険徴収室	024-536-4607
茨 城 労 働 局	総務部労働保険徴収室	029-224-6213
栃木 労働 局	総務部労働保険徴収室	028-634-9113
群馬労働局	総務部労働保険徴収室	027-896-4734
埼 玉 労 働 局	総務部労働保険徴収課	048-600-6203
千葉 労働 局	総務部労働保険徴収課	043-221-4317
東京労働局	労働保険徴収部労働保険適用・事務組合課	03-3512-1628
神奈川労働局	総務部労働保険徴収課	045-650-2803
新潟労働局	総務部労働保険徴収課	025-288-3502
富山労働局	総務部労働保険徴収室	076-432-2714
石川労働局	総務部労働保険徴収室	076-265-4422
福井労働局	総務部労働保険徴収室	0776-22-0112
山梨労働局	総務部労働保険徴収室	055-225-2852
長 野 労 働 局	総務部労働保険徴収室	026-223-0552
岐阜労働局	総務部労働保険徴収室	058-245-8115
静岡労働局	総務部労働保険徴収課	054-254-6437
愛 知 労 働 局	総務部労働保険適用・事務組合課	052-219-5503
三 重 労 働 局	総務部労働保険徴収室	059-226-2100
滋賀労働局	総務部労働保険徴収室	077-522-6520
京都労働局	総務部労働保険徴収課	075-279-3220
大阪労働局	総務部労働保険適用・事務組合課	06-4790-6340
兵 庫 労 働 局	総務部労働保険徴収課	078-367-0790
奈 良 労 働 局	総務部労働保険徴収室	0742-32-0203
和歌山労働局	総務部労働保険徴収室	073-488-1102
鳥取労働局	総務部労働保険徴収室	0857-29-1702
島根労働局	総務部労働保険徴収室	0852-20-7010
岡山労働局	総務部労働保険徴収室	086-225-2012
広島労働局	総務部労働保険徴収課	082-221-9246
山口労働局	総務部労働保険徴収室	083-995-0367
徳島労働局	総務部労働保険徴収室	088-652-9143
香 川 労 働 局	総務部労働保険徴収室	087-811-8917
愛 媛 労 働 局	総務部労働保険徴収室	089-935-5202
高知労働局	総務部労働保険徴収室	088-885-6026
福岡労働局	総務部労働保険徴収課	092-434-9834
佐 賀 労 働 局	総務部労働保険徴収室	0952-32-7168
長崎 労働 局	総務部労働保険徴収室	095-801-0025
熊本労働局	総務部労働保険徴収室	096-211-1702
大 分 労 働 局	総務部労働保険徴収室	097-536-7095
宮崎労働局	総務部労働保険徴収室	0985-38-8822
鹿児島労働局	総務部労働保険徴収室	099-223-8276
沖縄労働局	総務部労働保険徴収室	098-868-4038

詳細は、最寄りの都道府県労働局へお問い合わせください。